



NO.51

2016.10

発行人 高橋 修一

発行所 事務局

編集 企画総務委員会（委員長 竹田 匡）

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2.7 4階

TEL.011-213-1313/FAX.011-213-1314

UD ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの
FONT 人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。

かわら版

目次

| | |
|-------------------------|-----|
| 1 福祉ニュース解説 | 2～3 |
| 2 ベテラン社会福祉士の視点 | 4～5 |
| 3 新人社会福祉士の紹介 | 6 |
| 4 職場実習指導者研修委員会 | 7 |
| 5 道内ぐるぐるリレーエッセイ | 8 |
| 6 クロスワード／ 事務局からのお知らせ | 9 |
| 7 地区支部からのお知らせ | 10 |

=事務局から=

★ お見舞い ★

このたびの、台風による被害に遭われた方々に、謹んでお見舞い申し上げます。

役・職員一同

★ 年会費引き落としのお知らせ ★

2016年度北海道社会福祉士会年会費の最終引き落とし日は10月27日（木）となります。口座の残高の確認をお願いいたします。

— 会員の動向（8月31日現在） —

○総会員数 1,826名(男性970名 女性856名)

○入会率 20.07%

○新入会員数（転入含） 110名（累計）

○退会員数（転出含） 12名（累計）

【福祉ニュース解説】

「ハンセン病回復者への支援について」

公益社団法人北海道社会福祉士会

副会長 清野 光彦

今年は「1999年のらい予防法」廃止から丁度20年の節目にあたります。そんな関係からか最近ハンセン病問題を取り上げる新聞記事やTV番組が多いようです。主なものを挙げると、療養所の現在の様子を取材したもの、強制隔離を強いられた療養所内での「特別法廷」に対する最高裁の謝罪、国の施策により差別を受けたことに対する家族側の集団提訴等です。今回はこの「ハンセン病」について私の知り得た知識の範囲で解説させていただきます。

ハンセン病とは

その昔「らい病」と呼ばれたこの病気も今は差別を助長する意味合いが強かった過去の歴史の反省に基づき、「らい菌」の発見者ノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって「ハンセン病」と改められました。この「ハンセン病」は、“らい菌”という病原性の弱い細菌（発病力が極めて弱く、毒性を持たない）による、普通の慢性の感染症で、公衆衛生状態の改善している国ではすでに終焉した感染症といわれております。発病した場合、手足の末梢神経が麻痺したり、皮膚に様々な病的な変化が起こり、長い時間が経つと手足の指・顔などの見えるところに変形などが起き、痛い・熱い・冷たいといった皮膚感覚の麻痺や発汗障害

がおきたりしました。

手足や顔の変形が起こるこの病気は、19世後半にはコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていましたが、研究が進むにつれて感染力の弱い病気であることがわかり、1943年に米国で開発された「プロミン」という特效薬ができてからは治る病気になりました。

「ハンセン病」と診断された方々が社会的にどのような扱いをされてきたか

子供のころ観た松本清張の「砂の器」という映画にも描かれていましたが、ハンセン病に罹ると地域社会からの差別や偏見を恐れて病を隠し、各地を放浪する人もいたようです。国の施策としては、1931年の「癩予防法」が公布され、すべてのハンセン病患者の終生絶対隔離政策が始まり、「無らい県運動」＝「自分たちの住む地域（県）から“らい病”を無くすという運動」が起こりました。ハンセン病と診断されると市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたびやってきて療養所へ行くことを強要したり、地域ぐるみで監視し、患者らしき疑いがある人を見つけると通報するなどして隔離政策に協力したそうです。また、家族間や近親者に多く罹患者が出たことにより遺伝病ではないかと疑われ、家族も差別や偏見の対象にされることも多かったようです。1953年には多くの患者の反対を押し切って「癩予防法」引き継ぐ改正「らい予防法」が成立しましたが、依然として絶対隔離政策を維持し、治る病気

になったにも関わらず退所規定がもりこまれませんでした。さらに、施策はこれだけにはとどまらず 1948 年ハンセン病患者・配偶者の断種・墮胎を明記した優生保護法の制定や「第 2 次無らい県運動」が保健所の関与の元推し進められました。

療養所に強制隔離収容された方々は

強制隔離された方々は、療養所での生活を余儀なくされました。自分がハンセン病であることがわかると家族に迷惑がかかることを恐れて本名を名乗ることを止め改名したり、戸籍を捨てるなどしたために現在も故郷に帰ることなく肉親と再会できない人も多くいらっしゃいます。また、看護や介護体制も十分ではなく、軽症者が重症者のお世話をする、あるいは療養所内の土木建築工事などに強制的に従事させ、その後遺症で手足の変形や欠損をまねいた人も多く、学問や結婚、療養所の敷地内から出ること（脱走扱い）等ありとあらゆる生活の自由が制限されたようです。

ソーシャルワーカーによる支援は

1996 年「らい予防法」がようやく廃止されるまで実に 90 年間国家による隔離政策が続けられたこととなります。その後 1998 年に熊本県のハンセン病回復者によって国の政策転換が遅れたことの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起され、2001 年熊本地裁において原告勝訴の判決が下されました。これを受けて国は控訴を断念し、原告の主張を受け入れた補償を行う法律を作り、療養所入所氏

者や社会復帰者達の名誉回復と社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発運動に取り組むことになったのです。

ソーシャルワーカーによる支援は 2003 年に始まり、社会福祉専門職団体協議会に所属するソーシャルワーカーらが、回復者やご家族を対象として福祉・介護・医療の問題をはじめ様々な生活上の問題や疑問に応える機関として「ハート相談センター」を設置しました。（私が北海道の窓口になっています）

今後私たちにできることは

国立ハンセン病療養所は全国に 13 か所で 1577 人が暮らし、その平均年齢は 84.8 歳（2016 年 5 月現在）です。一人ひとりに残された時間は多くはなくなってきました。

私は、今年 4 月青森の松丘保養園、7 月に東京の多磨全生園に行く機会があり数人の回復者の方々の話をお聴きすることができましたが、改めて強制隔離と療養生活及び回復者の受け続けている想像を絶する差別と偏見の実態に強い衝撃をうけたと同時に、そんな歴史的事実を全く知らないまま過ごしてきた自分を恥じ、深く反省をいたしました。

我々は、「ハンセン病問題」から多くを学ぶ必要があります。なぜなら、この問題には現代に通じる多くの福祉的課題が凝縮されているからであり、そういう意味では風化させない努力が求められていると思うからです。

【ベテラン社会福祉士の視点】(オホーツク)

「これからの福祉はどうあるべきか」

氏名：尾崎 仁美

所属：オホーツク相談センターふくろう

わたしはまだ10年に満たない新米社会福祉士ではあるけれど、機会をいただいたので、最近思うことを書かせてもらいたい。

昨年春に生活困窮者自立支援法が施行となり、それに基づく自立支援事業を受託、相談窓口を開設している。生活困窮者は経済的な困窮者にとどまらず、社会から孤立しているなどあらゆる困りごとを抱えた方を対象としているので、実に様々な困っている方々と接することとなった。

もとは生活保護受給者をこれ以上増やさないよう、その手前でできる手立てを取ることで保護に陥らないよう支援するという、第2のセイフティーネットとして成立した制度であるが、その窓口は「ワンストップ」を掲げ、あらゆる相談に応じている。高齢者・障がいのある方、就労に困難がある方、無年金者、債務がある方、ご病気の方、様々な依存症で悩んでおられる方、刑を終えて社会に出てこられた方…。一人ひとりの悩みごとを拝聴し、その方が何を指しどのように暮らしたいか。ご自分で決めて歩みだすお手伝いをするには、あまりにもたくさんの課題が山積し、それに対応するにはより豊富な知識と経験が必要であった。

そのどちらにも欠けているわたしではあ

るけれど、今はその都度勉強するしかないと思っているが、同時に多方面の関係機関と連携を図り、教えていただきお力をお借りしなければ決して解決の道は拓けないのである。

本年度、主任相談支援員として国研修に参加する機会を得た。その中で、厚労省の方の言葉に、「この制度は、これからの福祉の原点になると思う」ということがあり、身の引き締まる思いであった。つまりは、今までの制度における縦割りを崩し、一括で問題を把握し（相談窓口はひとつ）、各分野の専門機関にそこから連絡を取り、あるいは逆もあり得ると思われるが、総括的な支援体制を取る必要性を国は考えているのではないだろうか。

現実には、地域包括支援センターは高齢者しか対象ではないとか、障がいも精神の方でないと相談に応じられないとおっしゃる保健師さんとか、本当に狭い範囲しか相手としない窓口が多く、制度の狭間というよりも先に、わたし達福祉に関わる者の狭量に悩むことが多い。

そうではないものを作り出す、ほんのスタートの片隅で毎日あえぎつつ、微力ながら「これからの福祉のあり方」という大儀を考える視点をもつということも、社会福祉士として目指すべき姿勢ではないだろうかと思う今日この頃である。



【ベテラン社会福祉士の視点】（道北）

「一步踏み出すこと」

氏名：福島 将恭

所属：社会福祉法人 かがやき

自分は、平成15年に社会福祉士資格を取得し、同年に入会させていただき、入会と同時に道北社会福祉士会の幹事をさせていただくこととなりました。

当時は、資格取得後に何をすればいいのか、資格の持つ意味も何をすべきかも分からず、ただ当時の上司に言われるまま入会し、言われるまま幹事になり、お陰で社会福祉士の先輩方とネットワークが持てるようになりました。あの時の上司のお心遣いをいただかなければ今日の自分はなかったと思っており、いまでも感謝の気持ちでいっぱいです。

入会後も、同地区で様々な分野で活躍される多くの先輩方に良くしていただき、研修でも酒の席でもいつも福祉を熱く語れる環境に恵まれ、本当に楽しく充実した生活が送れておりとても良い会に入会できて良かったと思っています（言わされているワケではなく本心です）。

自分の福祉のスタートは介護福祉士であり、20代より高齢者介護に従事しています。介護保険制度の導入と同時に、介護支援専門員として勤務し、冒頭にある資格取得に至っております。

現在は、旭川市内にある社会福祉法人かがやきで勤務させていただいております。

主に介護保険に係る事業を運営していますが、本年より障がい分野の事業も実施し始めました。

障がい分野に携わる事により、今までの知識と経験では補えないものが多々あることを感じました。

そこで、障がい分野で活躍されている社会福祉士会の仲間の力や知恵を借りて、不完全ながら少しずつ前進する事ができました。

20代から今を振り返ると、資格取得を目指した一歩からのスタートですが、上司の言葉を信じて素直に受け入れ入会という一歩踏み出したことにより新しい世界の入り口に到達できたと感じています。

また、分からないことがあった時に、勇気を出して先輩に質問したことにより、知識を得たり、その人との信頼関係が築けたりなど自身の成長のきっかけになったと感じています。

自分から、一歩踏み出したことにより、多くの仲間や知識、経験などを得る事ができました。

新人の社会福祉士の方々にも、分からないことや、知らないことがあれば素直に先輩社会福祉士に質問をおつけてみて欲しいと思います。すぐ回等をくれたり、わからない時は一緒に悩んでくれます。それがお互いの成長にもなりますので、少しでも多くの一歩を踏み出して下さい。



【新人社会福祉士紹介①】（道北）

- 氏名：伊藤 由香
- 年齢：27 歳
- 所属：士別市保健福祉部健康長寿推進室
地域包括支援センター

【社会福祉士として働いてみての感想】

地域包括支援センターにおける社会福祉士の主な業務として高齢者虐待の対応や成年後見制度の利用支援等の権利擁護が挙げられます。様々な法律や制度の理解等、専門的な知識・技術が求められます。“社会福祉士”としての意見を問われることもあり、責任の重さを感じています。専門性を発揮できていないと力不足を痛感することもあります。職場の先輩に支えていただきながら、困難なケースが一步前進したときのやりがいは大きなものだと感じています。

また、第2層協議体の活動として、地域住民による助け合い活動の実施に向けた取り組みにも携わっています。行政主導ではなく、地域の皆さんの声を基に活動が進んでいくことに大きな意味があります。その中で地域の皆さんと関わることができ、他の様々な場面を通して、一緒に「楽しい！」と思える瞬間があることが働く原動力となっています。

【社会福祉士会に今後期待すること】

セミナー等において、特に権利擁護の領域に関する知識・技術や社会福祉士としての視点・役割を学びたいと思います。また、実際の困難事例への対応等の実践を聴きたいと思います。

【新人社会福祉士紹介②】（日胆）

- 氏名：千葉 恭子
- 年齢：34 歳
- 所属：社会福祉法人室蘭言泉学園
室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」

室蘭市の基幹相談支援センターに勤め、相談員としてはまだまだ2年目の新人です。地域の相談支援の担い手として、子どもから大人まで、障害に関わるあらゆる相談に応じ、必要とされる支援の調整や橋渡し役、社会との隔たりから生じる「寂しい…」「誰か話を聞いて…」といった思いに寄り添うこともあります。相談支援の他、協議会の運営、障がい者の理解促進など、地域資源の発掘や啓蒙活動も大事な役割です。日々の相談業務では、既存の制度やサービスには繋がらない困難ケースなど、対応に苦慮することもしばしば…。相談員ひとりでは支えられなくても、尊敬できる諸先輩から知恵を頂き、関係者・機関とも連携していくことで、クライアントを支える大きな力になっていくと感じています。また、クライアントの思いや強みに着目し、「本人中心」の視点だけは忘れないように心がけています。

【社会福祉士会に期待すること】

社会福祉士の専門的地位の確立、価値を高めるため、研修会などに参加し、知識・技術の向上に邁進していくことはもちろん、他職種の方達とも繋がりを作り、支援の輪を広げていきたいです。



【委員会からの報告】

公益社団法人北海道社会福祉士会
職場実習指導者養成研修委員会

担当理事 芳賀 憂子

実習指導を実施されている皆様は今年の実習指導を終えたことと思います。平常時の業務に加え、将来の社会福祉士育成本当にお疲れ様でした。

本委員会は、主に2つの研修会の企画・運営を重点的に実施しています。

1つ目は、「実習指導者講習会」です。今年度は、10月15日から16日まで開催されました。実習生が実践的な相談援助技術を習得できるようにするためには、実習施設における実習指導者の質と量の確保が不可欠ですが、「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、社会福祉士養成カリキュラムが改訂され、実習施設に配置される実習指導者に関する要件として、①社会福祉士として3年以上の実務経験を有していること、②社会福祉士実習指導者講習会を修了していることのいずれも満たしていることが必要となりました。

この講習会は、日本社会福祉士会が指定する研修会のテキスト・指導要項・スーパーバイザー演習レスンプランに沿って、北海道厚生局に届け出て実施されています。毎年、受講者は日ごろの業務の疲労と闘いながら、実習指導者として必要な修了証を受け取るため、長時間に及ぶ講義・演習の研修に取り組んでおります。

2つ目は、「実習指導者フォローアップ研修会」です。この研修会は、1つ目の講習会が制度化される前から、北海道社会福祉士会として、実習指導者の皆様の今後の実習スーパービジョンの質的向上に貢献できることを目的に、先駆的に取り組んできたものです。

実習生は、実習指導者や職員が利用者に関わっている状況を観察し、記録の記載・閲覧や職員からの講義等を通して現場のソーシャルワーク実践を経験しますが、実践力がある社会福祉士養成のためには、実習指導者は、実習生に一定の責任・義務、権利を保持させつつ、現場の実践コミュニティに参加する機会を創出することが重要です。

このようなことができる実習指導者は、スーパーバイザーとしてのスキルの研鑽が必要不可欠ですが、昨年度は「価値と倫理」をテーマに実施し、今年度は1～3月のいずれかの時期に、「ソーシャルワーカーの自己決定」をテーマに、ジレンマやエンパワメントという視点を交えながら開催する予定です。皆様にとっても、大変興味深い内容だと思いますので、ぜひご参加ください。社会福祉士の国家資格取得に関しては、複合的な課題を抱える者の相談支援においてその知識・技能を発揮することが期待されることから、平成28年度から30年度にかけて社会福祉士のカリキュラムの見直しが示されております。

【道内ぐるぐるリレーエッセイ】(道北)

「無差別平等の医療・福祉を守る砦のやりがい」

氏名：石山 武浩

所属：道北勤医協宗谷医院

昨年の12月に、旭川から稚内に転勤し早や10ヶ月(9月23日現在)が経過しようとしています。日本最北の地に転勤し、稚内の広大さ・環境の良さ・人の温かさ・食の美味しさの良さなど生きがいを感じながら日々生活しています。現在も、北海道社会福祉士会道北地区支部の役員を担い、北海道医療ソーシャルワーカー協会でも理事・北支部の支部長として、今年の5月21日～22日にかけて、「北海道医療ソーシャルワーク学会」の学会長を務めました。

今までを振り返ると、福祉職の始まりは町立の特養生活相談員から始まり、医療法人に勤務し病院MSW⇒老健支援相談員⇒居宅支援事業所ケアマネジャー⇒地域包括支援センター社会福祉士と様々な部署を異動してきましたが、診療所で働くのは初めてです。宗谷医院の外来は、老若男女・多い時には100人以上が受診し、病気の相談の他・生活相談・経済相談・介護相談・地域相談・法律相談など様々です。医師・看護師・事務などの目と構えの気づきによってつながった患者さんを、相談面接に繋がったら、たらい回しにせず、ワンストップで困ったことを焦点化し、状況をセサメントした上でストレングスに着目しエンパワーメントしたり、適切なサービスや専門相談所へ繋げ、一緒に行動したりと伴

走型の相談に乗ってきました。診療所は地域が身近であり、何かあれば気軽に声をかけてもらえるよう定期的に地域訪問を行ったり、地域懇談会へ講師として招かれたりして、医療や介護・福祉、社会資源や制度の話をしながらか、話の最後には、社会福祉士の役割や存在意義などを常に発信し啓発しています。

その他、稚内に着任し5か月が経過した4月からは、旭川でも国の進める地域包括ケアシステム構築に向けた「在宅医療介護連携推進事業」旭川市在宅医療介護連携推進事業の委員を担ってきましたが、稚内でも在宅医療介護連携推進検討会の事務局長を担うことになり、ネットワークづくりや仕組みづくり、研修企画と奮闘しています。各事業所を走り回り、少しずつではありますが、やっと顔を覚えていただけるようになりました。社会福祉士は、ネットワークづくりや対人関係づくりのプロであり、対人援助の専門職として、価値倫理・知識・技術をしっかり根柢をもって支援していかなければならず、日々精進し可能な限り研修や学習会に参加して、スキルと質の向上に励んでいます。医療・介護、教育・司法分野とも対等平等にやり取りを行い、日々の「連携」から、一緒に協力協働を行う「連帯」に輪をつなげて、クライアントに対して適切な支援を行います。

最後になりますが、福祉の専門職として、人権を尊重し、いつでも・どこでも・だれもが安心してかけられる無差別平等の医療・介護・福祉を目指して頑張っていきます。

【クロスワード】 ここにもいます 社会福祉士

北海道社会福祉士会の会員がいる市町村名で、パズルを作りました。
A～Gに入るひらがな7文字をつなげると、『身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設』となります。



- 〇〇A ～「宇宙のまちづくり」を標榜し、航空や宇宙分野での実験や飛行試験を積極的に誘致している。
- 〇〇〇B〇 ～空知管内北部にある町で、ヒマワリの作付面積は日本最大規模。ヒマワリを中心とした町づくりを行っている。
- C〇〇〇 ～町内には3,000頭以上のサラブレッドがおり、夏は涼しく、冬は温暖な為「北海道の湘南地方」とも呼ばれている。
- D`〇〇〇 ～「花のまち」とよばれ、じゃがいもの産地としても知られる。市街地に向かう直線道路はその名も「じゃがいも街道」
- E〇〇 ～サフォーク種の羊が観光やまちおこしの為に、約1,100頭飼われている。さほっちなどのPRキャラクターもいる。
- F〇〇 ～平成17年9月1日に3つの町が合併してできた町。
- G〇〇 ～ツルがいるから〇〇〇村。

【前号の答え】 = 「社会資源」

(あしべつ、しべちゃ、かみしほろ、びえい、えさし、おげと、むろらん)

※社会資源のみならず利用者の内面にある問題解決の力、動機づけも重要な資源である。



【事務局からのお知らせ】

★ 会費にかかる預金口座振替依頼書の提出について (お願い) ★

「HDC宛ての預金口座振替依頼書」の提出をお願いしております。まだ提出されていない方は至急ご協力をお願いいたします。書類が見当たらない方は事務局までご連絡をお願いいたします。

<職員採用>

10月3日(月)より事務局で一緒に働いてくれる方が仲間入りいたしました。パート職員 三浦康子さん、女性の方です。事務局長を筆頭に事務が円滑にいくよう頑張っていきますのでどうぞよろしくお願いたします。

【各地区支部からのお知らせ】

【道央地区支部】

会員サロンのご案内 10月28日(金)
18時30分～札幌市社会福祉総合センターにて「こども食堂の実際—社会福祉士との連携強化をみすえて—」をテーマに、にじ色こども食堂(札幌市豊平区)代表安田香織氏をお迎えし開催いたします。会員参加無料、非会員500円、定員50名、申込はFAX(050-3033-1032)にて氏名、勤務先、電話番号をお知らせください。

【道北地区支部】

来る10月29日、稚内市において秋季セミナーと第2回支部全体会を実施します。秋季セミナーの市民公開セミナーでは、北星学園大学の田実潔教授に、発達障害の理解と支援について、講演していただきます。道北地区支部の会員の皆様にはすでに案内文を発送済みですので、是非ご参加ください。

【道南地区支部】

支部では隔月で後見事例検討会、刑事弁護の学習会を開催、各々の集まりで弁護士さんとのつながりを深めています。併せて実践の場面でも連携・協働する場目が増え、それらのニーズに私たちが応えられる力量が問われています。専門職としてニーズに応えられる社会福祉士に…私たちの研鑽が求められています。

【日胆地区支部】

平成28年度成年後見・権利擁護セミナー
9月17日(土) 苫小牧市民会館にて、落語家 桂ひな太郎氏による成年後見を題材にした落語、苫小牧市在住大谷和弘弁護士

によるパワーポイントを使用した紙芝居形式による成年後見支援について二部構成で行いました。(参加者100名)

【十勝地区支部】

台風10号等により西十勝を中心に主要国道通行止め、JR不通、断水等大きな被害を受けました。東西南北に在住する会員を拠点に被害状況を取りまとめ適宜道災害対策本部へ報告しています。そんな中ですが、9月3日津別町道東3地区支部合同研修会へ会員3名参加。権利擁護セミナーも9月24日開催予定です。

【オホーツク地区支部】

9月3日(土)・4日(日)の日程で津別町でてこいランドにて道東三地区支部合同研修会を開催しました。9年前に道東地区支部から釧根、十勝、オホーツク地区支部としてそれぞれ独立した際の初代支部長から、当時の社会福祉に纏わる情勢やこれまで社会福祉士として実践されてきた活動内容を聞かせて頂きました。

【釧根地区支部】

9月29日に『罪に問われた障がい者に関わる司法と福祉の連携』に関する交流会が実施され、さまざまな職場で支援をしている社会福祉士や精神保健福祉士、弁護士が集り、普段なかなか聞けないことなども含めてディスカッションを行い、支援のための親睦を深めました。

